

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・**延長**・その他）

No	13	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置の延長（③漁協関係）		
要望内容（概要）	<p>（制度の概要）</p> <p>適格合併となる共同事業合併の要件</p> <p>①被合併法人と合併法人の各事業が相互に関連</p> <p>②被合併法人の従業者8割以上が合併法人に従事</p> <p>③（イ）売上金額、従業者数等の規模がそれぞれ5倍未満 又は （ロ）被合併法人の役員のいずれかが合併法人の役員となる</p> <p>④被合併法人の事業が合併法人で引き続き営まれること</p> <p>→①～④を全て満たせば簿価合併が認められる（原則）</p> <p>漁協と漁協の合併については、上記③の要件を満たさなくても他の要件を全て満たせば共同事業合併として適格合併とし、資産等の簿価による引継ぎが認められる。</p> <p>〈要望の内容〉</p> <p>本制度の適用期限（平成28年3月31日）の3年間延長。</p>		
関係条文	〔 措法第68条の2①五 〕		
減収見込額	[初年度]	－（▲77.6）	[平年度]
	[改正増減収額]		（単位：百万円）
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>漁協の合併を促進し、漁協の経営健全化・基盤強化を通じた漁業経営の安定を図る。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>これまでの合併の取組により、平成13年度末時点で約1,700あった沿海地区の漁協数は、平成26年度末で約970となったが、漁協の経営・組織基盤は農協と比較すると総じて零細である。</p> <p>漁業者や漁業生産の減少が進む中、漁協が今後とも漁業者の生産活動を支え、販売事業の強化等の漁業者の期待に応えていけるようにするためには、経営・組織基盤の強化を推進していく必要があり、特に小規模漁協においてその必要性が高まっている。</p> <p>組織・経営基盤の強化を進める上で、合併は非常に有効な手段であり、引き続き合併を推進していく必要がある。</p> <p>一方、多数の漁協が参加する広域合併や既に合併した漁協へ小規模漁協が合併する事例のように、規模格差がある合併の場合には本則の適用要件を満たさないことから、本特例措置により合併の円滑化を図る必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	－		
	ページ	13	— 1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》 漁業経営の安定</p>																
	政策の達成目標	漁協の合併推進による漁協の経営健全化及び基盤強化																
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（3 年間）																
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ																
	政策目標の達成状況	<p>漁協の合併件数と合併参加漁協数について、昭和 42 年度から平成 12 年度までの年平均が 9 件、29 組合であるのに対し、本特例措置創設（平成 13 年度）から平成 26 年度までの年平均は 17 件、71 組合となっており、合併の円滑化が図られている。</p> <p>〔平成 13 年度から平成 26 年度末までの全実績 合併件数 232 件、合併参加漁協数 995 組合〕</p>																
有効性	要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 28 年度 (見込)</th> <th>平成 29 年度 (見込)</th> <th>平成 30 年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合併件数 (件)</td> <td>3 (10 組合)</td> <td>5 (33 組合)</td> <td>4 (77 組合)</td> </tr> <tr> <td>租特適用件数 (件)</td> <td>1 (4 組合)</td> <td>2 (14 組合)</td> <td>1 (32 組合)</td> </tr> <tr> <td>減収見込額 (百万円)</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>本特例適用対象者は全ての漁協であり、偏りはない。また、各漁協において都道府県等と協議し計画性を持って導入する必要があるため、手続きに長時間を費やすことから、適用件数は僅少ではない。</p>	区分	平成 28 年度 (見込)	平成 29 年度 (見込)	平成 30 年度 (見込)	合併件数 (件)	3 (10 組合)	5 (33 組合)	4 (77 組合)	租特適用件数 (件)	1 (4 組合)	2 (14 組合)	1 (32 組合)	減収見込額 (百万円)	8	8	3
	区分	平成 28 年度 (見込)	平成 29 年度 (見込)	平成 30 年度 (見込)														
合併件数 (件)	3 (10 組合)	5 (33 組合)	4 (77 組合)															
租特適用件数 (件)	1 (4 組合)	2 (14 組合)	1 (32 組合)															
減収見込額 (百万円)	8	8	3															
要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	平成 13 年 4 月（本特例措置創設）から平成 27 年 3 月末までに、232 件（995 組合）の合併が実現し、16%に当たる 38 件（395 組合）が本特例措置による適格合併に該当しており、合併促進のインセンティブとなっている。																	
	ページ	13 — 2																

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁協系統経営・組織力基盤強化促進事業 約 38 百万円 経営改善計画の策定・実行、人材育成の支援や監査を通じて漁協系統が取り組む組織・経営・事業改革を促進 ・ 漁協経営改善推進事業 約 328 百万円 経営不振漁協が経営の改善・基盤強化のために、欠損金見合いを借り換える資金について、金利等の負担軽減を講じるための利子助成、保証料助成及び求償権償却経費助成。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	漁協の組織・経営・事業改革を促進するための支援及び経営不振漁協の欠損金処理を中心とした経営改善の取組の支援を合併促進に係る税制と組み合わせることで、効果的に漁協の経営健全化・基盤強化を図る。
	要望の措置の妥当性	漁協合併では制度上、合併前に組合員の 2/3 以上の同意が必要であり、通常の税制では合併により資産に評価益が生じる場合は課税により組合員に新たな負担が生じ、2/3 の同意を得ることが困難となることから、これが漁協合併の大きな阻害要因となっている。事業規模にかかわらず合併漁協が引き継ぐ資産の簿価評価を認める本特例は、合併時の負担を軽減することにより、組合員の同意を得るインセンティブとなっている。さらに、合併漁協への欠損金の引継ぎを認めることで、多額の欠損金を抱え、破たんにより地域経済に多大な影響を及ぼす恐れのある経営不振漁協の合併が可能となり、当該漁協の経営再建を図ることができる。これらの措置により、漁協合併が促進され、漁協系統全体の経営が安定する効果がある。
	ページ	13 — 3

税負担軽減措置等の適用実績	区分	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (実績)
	合併件数 (件)	11 (30 組合)	2 (4 組合)	5 (10 組合)
	本則適用件数 (件)	6 (12 組合)	2 (4 組合)	5 (10 組合)
	租特適用件数 (件)	5 (18 組合)	0 (0 組合)	0 (0 組合)
	減収見込額 (百万円)	32	0	0
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	なし			
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	<p>漁協の合併件数と合併参加漁協数について、昭和 42 年度から平成 12 年度までの年平均が 9 件、29 組合であるのに対し、本特例措置創設（平成 13 年度）から平成 26 年度までの年平均は 17 件、71 組合となっており、合併の円滑化が図られている。</p> <p>〔平成 13 年度から平成 26 年度末までの全実績 合併件数 232 件、合併参加漁協数 995〕</p>			
前回要望時の達成目標	漁協の合併推進による漁協の経営健全化及び基盤強化			
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	前回要望時（平成 24 年 3 月末）の漁協数は 998 であり、今回要望時（平成 27 年 3 月末）までに 18 件（参加組合数 44 組合）の合併があり、漁協数は 966 となっている。			
これまでの要望経緯	<p>平成 13 年度創設 平成 16 年度延長 平成 19 年度延長 平成 20 年度拡充 （漁業協同組合合併促進法の期限終了を受け、同法の認定を受けていない漁業協同組合間の合併についても適用対象とする。） 平成 22 年度延長 平成 25 年度延長</p>			